

平成23年度第2回 愛知県都市計画審議会

平成23年11月16日（水）午後2時58分

愛知県議会議事堂 5階 大会議室

**【事務局（都市計画課課長補佐 伊藤 修）】**

お待たせいたしました。定刻より少し早いですが、皆様おそろいでございますので、ただいまから、平成23年度第2回愛知県都市計画審議会を開催いたします。

傍聴される皆様をお願いいたします。

本日配付いたしました傍聴券の裏面に記載のように、会議の開催中は、静粛に傍聴していただきますようお願い申し上げます。携帯電話は、電源をお切りになるか、マナーモードにさせていただき、鞆等にしまってください。録画、録音等は禁止となっております。そのほか、会議の秩序を乱す行為、議事進行の妨げとなる行為はしないでください。

以上、注意事項を遵守して、審議会を傍聴していただきますようお願い申し上げます。

それでは、会議に先立ちまして、会長からごあいさつをお願いいたします。

**【会長（名古屋工業大学名誉教授 松井 寛）】**

会長を務めさせていただいております松井でございます。一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成23年度第2回愛知県都市計画審議会の開催にあたりまして、ご多用の中お集まりいただきまして、誠にありがとうございました。

委員の皆様方におかれましては、議事が円滑に進行いたしますようご協力をお願いいたします。ごあいさつとさせていただきます。

**【事務局（都市計画課課長補佐 伊藤 修）】**

ありがとうございました。

次に、当審議会の委員に異動がございましたので、ご紹介を申し上げます。

お手元に委員名簿を配付させていただいておりますので、あわせてご覧ください。

市町村議会の議長を代表して委員をお願いいたしました刈谷市議会議長の加藤賢次委員でございます。

**【委員（刈谷市議会議長 加藤賢次）】**

よろしく申し上げます。

**【事務局（都市計画課課長補佐 伊藤 修）】**

関係行政機関の職員として委員をお願いいたしました東海農政局長の森多可志委員でございます。

**【委員（東海農政局長 森 多可志）】**

森の代理でございます。よろしくお願いいたします。

**【事務局（都市計画課課長補佐 伊藤 修）】**

本日は、2分の1以上の委員の方々にご出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

当審議会の議長は、愛知県都市計画審議会条例第5条第2項の規定によりまして、会長が務めることとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

**【議長（名古屋工業大学名誉教授 松井 寛）】**

ただいまお聞き及びのおりでございますので、議長を務めさせていただきます。

それでは、早速会議を進めてまいります。

愛知県都市計画審議会運営規程第8条第1項の規定に基づき、議事録署名者として、竹谷裕之委員、鈴木正委員を指名いたします。

早速ですが、審議に入らせていただきます。

本日、ご審議いただきますのは、議案書の目次に記載してございますように、第1号議案「西三河都市計画道路の変更について」から第5号議案「一宮市における特殊建築物の敷地の位置について」までの5議案でございます。

それでは、第1号議案「西三河都市計画道路の変更について」及び第2号議案「豊田都市計画及び西三河都市計画矢作川流域下水道の変更について」の2議案は関連案件ですので、一括上程いたします。

県当局の説明を求めます。

**【都市計画課長 鈴木秀育】**

都市計画課長の鈴木でございます。

第1号議案及び第2号議案は、平成23年4月1日に西尾市と幡豆郡の一色町、吉良町及び幡豆町が合併して新たな西尾市が誕生したことに伴い、県が定める都市計画について地名等の形式的な変更を行うものでございますので、一括して説明させていただきます。

議案書につきましては、第1号議案が1ページから5ページ、第2号議案が7ページから11ページ、議案概要説明書につきましては、一括して1ページに記載してございます。

これらの変更は名称の変更に該当するため、都市計画の手続は、都市計画法第21条第2

項の規定によりまして、案の縦覧などが不要である軽易な変更手続となっております。

それでは、議案概要説明書の1ページをご覧ください。

第1号議案「西三河都市計画道路の変更」は、安城一色線ほか14路線について、地名の  
みを変更するものでございます。

第2号議案「豊田都市計画及び西三河都市計画矢作川流域下水道の変更」は、地名の変  
更にあわせて、接続する公共下水道の名称を変更しようとするものでございます。

A3の黄色の表紙の参考資料、こちらをご覧くださいませでしょうか。

第1号議案と第2号議案の変更箇所がわかるように新旧対照表として取りまとめたもの  
でございます。1号議案に係る道路に関する新旧の計画書は1ページと2ページ、2号議  
案に係る下水道に関する新旧の計画書は3ページと4ページに記載してございます。

まず、1ページをご覧ください。

右側が旧の計画書を、左側が新の計画書を示しておりまして、変更箇所について、変更  
前を青文字、変更後を赤文字で表示しております。例えば、新旧対照表の一番上段の3・  
4・12号安城一色線につきましては、右側の旧の終点を表示した青文字、「幡豆郡一色町大  
字一色字東塩浜」を、左側の赤文字、「西尾市一色町一色東塩浜」というように地名の表記  
を変更するものでございます。以下、同様に14路線についても、新旧対照表のとおり地名  
を変更するものでございます。

次に、3ページをご覧ください。

下水道に関する変更ですが、2の排水区域につきまして、右側、青文字で表示しており  
ます「西三河都市計画一色公共下水道」、「吉良公共下水道」、「幡豆公共下水道」を、左側、  
計画書内の下から2段目の「西三河都市計画西尾公共下水道」の中に取り込むような変更  
をいたそうとしておるものでございます。これは、西尾、一色、吉良及び幡豆の公共下水  
道が、合併によりまして西尾公共下水道に統合されたことによるものでございます。

次に、3、下水管渠及び次ページの4、その他の施設につきましては、道路と同様に、  
新旧対照表のとおり地名を変更するものでございます。これらの案件につきまして、都市  
計画法第18条第1項の規定に基づき、西尾市に意見照会いたしましたところ、異存ない旨  
の回答を得ております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

**【議長（名古屋工業大学名誉教授 松井 寛）】**

ただいまの説明につきましてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。よろ

しいでしょうか。

特にご意見、ご質問もないようですので、採決いたします。

第1号議案及び第2号議案につきましては、原案のとおり可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長（名古屋工業大学名誉教授 松井 寛）】

ありがとうございました。

特にご異議ないものと認めまして、第1号議案及び第2号議案につきましては、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第3号議案「豊田都市計画公園の変更について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【公園緑地課長 小林恒雄】

公園緑地課長の小林でございます。

第3号議案「豊田都市計画公園の変更について」、説明をいたします。

議案書は13ページ、議案概要書は2ページ、図面番号は1から3でございます。

なお、委員のお二人に1台用意いたしましたモニターにおきましても同様の資料を表示いたしますので、あわせてご覧ください。

本案件は、より一層自然的環境に親しむことができるようにするため、公園の南側に樹林地の再生と拡充及び新たな遊戯ゾーンの整備により公園施設の拡充を図るとともに、多様な世代の利用を促進するために公園区域を変更するものでございます。

図面番号1の総括図をご覧ください。

この総括図は、豊田都市計画区域のうち、みよし市南端を示しております。図上上部の青色実線が国道153号、橙色丸印がみよし市役所でございます。図面中央、赤色の実線で囲まれた緑色の区域が豊田都市計画公園4・5・21号保田ヶ池公園でございます。

保田ヶ池公園は、昭和56年4月6日に水と緑の保全を目的に、保田ヶ池を中心に地区公園として都市計画決定いたしました。その後、平成8年3月8日に公園面積を追加、拡大し、面積約11.1haに都市計画変更しております。総括図のうち、赤色実線で囲まれた箇所について、今回、公園区域を変更するものでございます。変更前の面積約11.1haから約2.2ha増えて、約13.3haに拡張されます。

次に、図面番号2の計画図をご覧ください。

水と緑の保全を目的とした本公園を、より一層自然的環境に親しむことができるように、隣接して区域の南側で実施される土地改良事業の境界までの茶色の斜線部分約2.2haの公園区域を拡張するものでございます。

図面番号3番の参考図をご覧ください。

計画図に対応する変更後の施設配置を示しております。樹林地の再生と拡充及び新たな遊戯ゾーンの整備により、多様な世代の利用を促進するため、公園施設の充実を図るものでございます。

本案件につきまして、平成23年8月19日から9月2日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。また、みよし市に意見照会をいたしましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

よろしくご審議をお願いいたします。

**【議長（名古屋工業大学名誉教授 松井 寛）】**

ただいまの説明につきましてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

後藤委員。

**【委員（椋山女学園大学教授 後藤節子）】**

先程、多世代を対象とした公園の拡充と言われましたが、この図の等高線を見てみると、わりあいと込んでいるというか、わりあいと傾斜が多いのかなとも思いますが、具体的には、どのような世代を対象に、どのようなことを考えてみえるのか、ご説明ください。

**【公園緑地課長 小林恒雄】**

参考図の図面番号3番を見ていただきたいと思います。

現在は、水面利用だとか、あるいは樹林地をめぐる散策なんかに使われておりますが、今度新たにつくられる分につきましては、ちょうど南になりますが、下のほうにありますおやこ遊戯ゾーンということで、子供たちだとか、あるいは三世代が楽しめるような施設をつくりたいとみよし市から聞いております。また、芝生ゾーンもつくってございまして、そこでも、多様な、三世代、子供からご老人まで楽しめるような施設配置にしたいということでございます。

それから、ふれあいゾーンは、ちょうど地形的にくぼ地になってございまして、そこに水辺をつくって水に親しんだり、あるいは眺めたりというようなこともここにやりたいということ聞いております。

そういうことで、世代的にも子供からご老人の方まで、楽しめる公園にしたいとお聞き

しております。

以上でございます。

**【議長（名古屋工業大学名誉教授 松井 寛）】**

ほかにご意見、ご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特段ご意見、ご質問もないようですので、採決をいたします。

第3号議案につきまして、原案のとおり可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**【議長（名古屋工業大学名誉教授 松井 寛）】**

ありがとうございました。

ご異議ないものと認めまして、第3号議案につきましては、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第4号議案「豊橋市における特殊建築物の敷地の位置について」を上程いたします。

豊橋市の説明を求めます。

**【豊橋市建築指導課長 青木秀水】**

豊橋市建築指導課長の青木でございます。

第4号議案「豊橋市における特殊建築物の敷地の位置について」をご説明いたします。

本案件は、特定行政庁である豊橋市長が特殊建築物の建築を許可するにあたり、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、その敷地の位置が都市計画上支障がないかどうかをご審議いただくものでございます。

早速ではございますが、議案書は17ページから19ページ、議案概要説明書は3ページをご覧ください。

申請者は、株式会社トヨジン、代表取締役、鈴木絹枝、名称は、株式会社トヨジン リサイクル施設、敷地の位置は、豊橋市石巻本町字向野24番1、4番15、4番16、4番19、敷地面積は、2,197.12㎡、施設は、事務所も含めた処理施設の建築物の延べ面積が1,110.3㎡でございます。処理能力としましては、破碎の一軸のものが1台、廃プラスチック類の破碎、日32.8t、がれき類の破碎、日65.6t、木くずの破碎、日48.8t。それから、破碎の二軸のものが1台、廃プラスチック類の破碎、日31.2t、がれき類の破碎、日62.4t、木くずの破碎、日47.2tとする計画でございます。

申請者は、昭和52年から廃棄物の収集運搬業を主体に事業を行っております。また、平

成10年からは発砲スチロールの溶解処理も行っております。

産業廃棄物の再資源化のニーズに対応するため、新たな敷地に中間処理施設を計画したところ、廃プラスチック類、がれき類及び木くずの破碎について、1日あたりの処理能力が5 tを超えることから、建築基準法第51条ただし書許可が必要となったものでございます。

それでは、お手元の図面をご覧ください。

次に、図面番号4の総括図をご覧ください。お手元のパソコンのほうにも画面が出ております。

図面右上の建設地と書かれたところが敷地の位置であります。当該敷地は、豊橋市の北東部に位置し、豊橋駅から北東に直線距離で約7 km、豊橋市役所から同じく北東に直線距離で約6 kmの市街化調整区域に位置しております。

次に、図面番号5の付近状況図をご覧ください。

建設地は、図面のほぼ中央の赤色斜線で示した部分であり、周囲は、株式会社トヨジンの駐車場及び産業廃棄物の積みかえ保管施設になっております。

次に、図面番号6の計画図をご覧ください。

この図面は敷地内の施設配置を示しており、赤枠が敷地の外周、黄色の塗りつぶしが建築物でございます。敷地への出入り口は、黒い三角印で示しておりますとおり、西側の幅員9.7mの市道石巻本町482号線を利用する計画でございます。敷地の周囲には、図面の緑色で塗りつぶした部分に緑地を設け、環境整備に努めてまいります。

なお、環境に対する影響につきましては、生活環境影響調査を実施し、騒音、振動等につきまして、すべて環境保全目標をクリアしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

**【議長（名古屋工業大学名誉教授 松井 寛）】**

ただいまの説明につきましてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

**【委員（愛知県議会議員 神野博史）】**

ただいまの説明によりますと、事前に生活環境影響調査を行っているということですが、振動とか騒音等の環境への影響、その予想数値というんですか、それを含めて、もう少し詳しく説明を願いたいと思います。

**【豊橋市建築指導課長 青木秀水】**

それでは、環境影響調査の結果についてご説明申し上げます。

まず、騒音につきまして、この地域、規制基準値が60dBでございます。稼働合成騒音としましては最大で51dB、これは扉を閉めた状況でございます。扉を開けた状態では58dBという数字になっております。振動につきましては、規制基準値が65dB、稼働時の合成振動が33dBという影響評価をいただいております。

なお、計画書の中で、破碎を行うときは扉を開けずに作業を行うという計画になっておることを申し添えておきます。

以上でございます。

**【議長（名古屋工業大学名誉教授 松井 寛）】**

そのほか。

**【委員（刈谷市議会議長 加藤賢次）】**

刈谷の加藤ですけれども、1点だけお聞きしたいと思います。

破碎処理した後、その処理したものは、どこへ最終的には処分する予定か決まっているのか。その点をお聞かせ願います。

**【議長（名古屋工業大学名誉教授 松井 寛）】**

お願いします。

**【豊橋市建築指導課長 青木秀水】**

処理した後のものがございますけれども、一部はリサイクルという形で再利用いたします。木くず、それから廃プラスチック類は主に燃料として利用します。そのほかのものは廃棄物処理法に従い適正に処理をするという事業計画になっております。リサイクル率としましては、約、廃プラスチックで70%、木くずで90%のリサイクル率を計画しております。

以上でございます。

**【議長（名古屋工業大学名誉教授 松井 寛）】**

そのほか、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

特段ご意見、ご質問もないようですので、採決をいたします。

第4号議案につきまして、都市計画上支障のないものと認めてご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**【議長（名古屋工業大学名誉教授 松井 寛）】**

ありがとうございました。

ご異議ないものと認めまして、第4号議案につきましては、都市計画上支障のないものと



認めます。

続きまして、第5号議案「一宮市における特殊建築物の敷地の位置について」を上程いたします。

一宮市の説明を求めます。

**【一宮市建築指導課長 野村憲市】**

一宮市建設部建築指導課長の野村でございます。

第5号議案「一宮市における特殊建築物の敷地の位置について」、説明をします。

本案件は、特定行政庁である一宮市長が特殊建築物の建築を許可するにあたり、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、その敷地の位置が都市計画上支障がないかどうかをご審議いただくものでございます。

早速でございますが、議案書は21ページから23ページ、議案概要説明書は4ページをご覧ください。

申請者は、五曠建設株式会社、代表取締役、杵野朝正、名称は、五曠建設株式会社、汚泥脱水・造粒固化処理施設、敷地の位置は、一宮市千秋町浮野字下向得25番1、25番2、25番3、敷地面積は、2,947.11㎡、施設は、既存部分の脱水機上屋の延べ面積が110㎡、建替建物、脱水ケーキストックヤード上屋の延べ面積が78㎡、造粒物ストックヤード上屋の延べ面積が84.02㎡、事務所棟の延べ面積が234㎡で、4棟の合計は506.02㎡でございます。処理能力としては、汚泥の脱水処理を1日あたり480㎡でございます。

申請者は、市街化調整区域である当該地において、平成17年度に建築基準法第51条ただし書の規定による許可を初めて受け、事業を行っているものでございます。現在、申請者は、汚泥の脱水を行っております。

今回、施設の一部を更新するにあたり、再生土の品質をより高める機器を選定したところ、許可を受けた敷地では付帯設備及び作業スペースが不足することから、敷地の拡張が必要となったものでございます。そのため、運搬車両の出入り口を増設することによる経路の一部変更に伴い、周辺への影響や運搬経路上の支障の有無などを判断するため、建築基準法第51条ただし書許可が必要となったものであります。

次に、図面番号7の総括図をご覧ください。

図面右側中央の赤色で塗りつぶした建設地と書かれたところが敷地の位置であります。当該敷地は、一宮市の東部に位置し、JR東海道線尾張一宮駅から東に直線距離で約4kmの用途指定のない区域、市街化調整区域に位置しております。

次に、図面番号8の付近状況図をご覧ください。

建設地は、図面中央の赤色の斜線で示した部分です。その周辺につきましては、以前、養鶏団地として養鶏業が大規模に営まれたところであり、規模は縮小されたものの、現在でも養鶏関連施設、倉庫、事務所等が建っております。

次に、図面番号9の計画図をご覧ください。

この図面は、敷地内の施設配置を示しており、赤枠が申請敷地の外周、黄色の塗りつぶしが建築物でございます。敷地への出入りは、黒色の三角印で示しておりますとおり、西側の幅員7mの市道を利用しております。敷地の外周には、緑色で塗りつぶした部分に緑地を設け、環境整備に努めてまいります。

なお、環境に対する影響につきましては、生活環境影響調査を実施し、騒音、振動等につきましても、すべて環境保全目標をクリアしております。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

**【議長（名古屋工業大学名誉教授 松井 寛）】**

ただいまの説明につきましてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

神野委員。

**【委員（愛知県議会議員 神野博史）】**

第4号議案でも質問しましたが、豊橋市に比べて、素人感覚で見ますと住宅地が近いように思います。先程の説明ですと、生活環境影響調査を行っているということですが、環境への影響の予想値等をまた説明していただきたいと思います。

**【議長（名古屋工業大学名誉教授 松井 寛）】**

お願いいたします。

**【一宮市建築指導課長 野村憲市】**

生活環境影響調査におきまして、騒音につきましては、規制基準値が60dBに対し、予測値が約53dBとなり、規制値を下回っております。また、振動につきましては、規制基準値が65dBに対し、予測値が約62dBの調査結果となっております。よって、生活環境影響調査から環境上問題ないと考えております。住宅が近くにはございますが、以前から汚泥の処理を行っておりまして、特に問題とはなってございません。

**【議長（名古屋工業大学名誉教授 松井 寛）】**

そのほか、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

どうぞ、竹谷委員。

【委員（名古屋大学名誉教授 竹谷裕之）】

同じ質問になりますが、生活環境影響評価の中身は、人間にとってのおそらく評価基準ではないかというふうに思うんですけども、周辺には養鶏農家が古くから活動しているというお話でございました。この養鶏に対しての影響というのは考えられるのでしょうか。

【一宮市建築指導課長 野村憲市】

以前は結構大規模な養鶏団地だったんですけども、平成11年からかなり小規模になっておりまして、現在では非常に限られた小規模な養鶏団地となっております。今回、先程申しましたように、振動であるとか騒音の問題もしかり、水質等に関しても問題ございませんし、臭気につきましても基準値をクリアしておりますので、今回の処理施設については、養鶏団地のほうへ悪影響を及ぼすということは考えられないというふうに考えております。

【議長（名古屋工業大学名誉教授 松井 寛）】

どうぞ、後藤委員。

【委員（椋山女学園大学教授 後藤節子）】

図面番号9を見ますと、右のほう、東のほうですか、脱水機上屋というので上下ありますが、下のほうのものがより隣地境界線に近く、緑地でより覆っているような感じなんです。この2つのものはどのような違いがあるのでしょうか。下のほうの上屋の脱水ケーキストックヤードというものがより隣地境界線に近いんですが、これは特別な防止というか、騒音とか振動の防止はされているのでしょうか。上のほう、北の上屋に比べてご説明願います。

【一宮市建築指導課長 野村憲市】

まず、この配置図でいきますと北側ですけども、これは脱水機が入っておりまして、汚泥の水分を抜いて、脱水ケーキと呼ばれる水分が50%ぐらいのもの、土がちょっと固まったようなものをつくる機械でございまして、当然これは建物の中に入っておりますので、振動等はかなり低減されております。それで、その下の脱水ケーキストックヤードというのは、今、脱水機でつくられました、脱水ケーキと呼ばれる水分が50%程度の土の塊を置いておくところでございますので、こちらのほうから振動が出るということとはございませんので、こちらは一応建物の中には入ってございます。

【議長（名古屋工業大学名誉教授 松井 寛）】

ほかにご意見、ご質問はございますでしょうか。

どうぞ、黒田委員。

【委員（名古屋大学大学院教授 黒田達朗）】

今回も敷地の拡張ということですが、従前の敷地、もし図面でわかれば、どの辺までが従前で、実質的に今回どのぐらい、どこの部分を拡張されるのか、教えていただければと思います。

【一宮市建築指導課長 野村憲市】

今ご覧になっています図面番号9でいいますと、ちょうど北側半分が今の現在の敷地でございます。今現在の敷地では造粒固化は行っておらず、脱水のみを行っております。今回、造粒固化もやるということで、敷地の拡張をさせていただくということでございます。

【議長（名古屋工業大学名誉教授 松井 寛）】

ほかにご質問、ご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特段ほかにご意見、ご質問もないようですので、採決をいたします。

第5号議案につきましては、都市計画上支障のないものと認めてご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋工業大学名誉教授 松井 寛）】

ありがとうございました。

ご異議ないものと認めまして、第5号議案につきましては、都市計画上支障ないものと認めます。

本日の上程議案は以上でございますが、事務局から委員の皆様にご報告したい旨の申し出がございます。

第1点目は、「第一次一括法及び第二次一括法の施行に伴う都市計画法改正の概要について」でございます。

第2点目は、「任期満了に伴う委員の改選について」でございます。

委員の皆様には、今しばらくご協力をお願いいたします。

資料は行き届きましたでしょうか。

それでは、県当局から報告をお願いいたします。

【都市計画課長 鈴木秀育】

都市計画課長の鈴木でございます。

私のほうから1点目のご報告をさせていただきます。

ただいまお手元に配付させていただきましたA3カラー刷りの資料に基づきまして、第

一次一括法及び第二次一括法の施行に伴う都市計画法改正の概要につきましてご説明申し上げます。

地域主権一括法が、本年5月2日に第一次一括法として、そして8月30日に第二次一括法として、それぞれ国会で可決成立いたしました。法律名からは地域主権という言葉が削除されまして、正式名称は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」となりました。第一次一括法、第二次一括法、それぞれ同様の法律名でございまして、法律番号により区別いたしております。

内容は、地方自治体の自主性を強化し自由度の拡大を図るため、義務付け、枠付けの見直しをするというものと、権限移譲を図るというものでございまして、この中で都市計画法の改正も行われております。

資料左側の「第一次一括法による改正」のところをご覧ください。

第一次一括法による都市計画法の改正の施行は、政省令等の整備が必要なことから、公布の日から起算して3月を経過した日とされておりました、本年8月2日に施行されております。

主な改正内容は、義務付け、枠付けに係る規定の見直しでございます。都市計画法第18条第3項を改正いたしまして、三大都市圏等における都道府県の都市計画に関する国土交通大臣の同意を要する協議が原則廃止となり、大臣同意を要するものは、国の利害に重大な関係がある都市計画に限定されることとなりました。

また、法第19条第3項の改正により、市の都市計画の決定に関する都道府県知事への同意を要する協議というものを、同意を要しない協議に変更するというものでございます。なお、町村の都市計画につきましては、従来どおり、県知事への同意を要する協議というものが残されております。

なお、県決定の都市計画のうち、国の利害に重大な関係があるとして、国への同意協議が残された都市計画としましては、都市計画区域マスタープラン、区域区分、一般国道、高速自動車国道、国が設置する公園、緑地などが残されております。

この第一次一括法による都市計画法の改正によりまして、国の都市計画運用指針もあわせて改正されております。

運用指針改正のポイントとしましては、市町村と都道府県知事による協議プロセスの透明化、実質化、円滑化を図るためとして、協議ルールを策定することが望ましいとされました。また、従来から行っております県と市町村間の事前協議の活用による調整の円滑化

や、十分かつ必要最小限の協議期間を設定することによる時間管理を行うべきとされました。

このような国の運用指針の改定を受けまして、本県では、「県と市町村における協議に関するガイドライン」を平成23年8月2日に策定いたしまして、都市計画区域内の51市町村に通知しております。このガイドラインでは、県と市町村間の協議の観点、事前協議について、協議の方法、協議の時期、協議の期間、広域調整についてといった協議ルールを策定いたしております。

次に、資料右側の赤色でお示した「第二次一括法による改正」のところをご覧ください。

第二次一括法による都市計画法改正の施行は、直ちに施行できる義務付け、枠付けに係るものが、公布の日であります本年8月30日、市町村等で体制整備が必要な都市計画決定権限の移譲にかかわるものは、平成24年4月1日とされております。

主な改正内容としましては、義務付け、枠付けに係る規定の見直しとしまして、1点目は、都市計画区域マスタープラン、地域地区などについて、都市計画において定めるとして掲げていた事項の一部について努力義務化とされたことでございます。2点目は、都市再開発方針等、地域地区などにおいて、都市計画の策定について「できる」規定化されたという改正でございます。

次に、都市計画決定権限の移譲に関してでございますが、今後、政令改正により措置される見込みのものも含めて主なものをお示ししております。県から政令指定都市へは、都市再開発方針等、区域区分、一般国道、高速自動車国道の都市計画決定権限が移譲されます。また、県から市町村へは、三大都市圏等の用途地域、4車線以上の市町村道、大規模な土地区画整理事業や市街地再開発事業などが移譲されることになっております。

報告は以上でございます。

**【議長（名古屋工業大学名誉教授 松井 寛）】**

ただいまの報告につきましてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、ご意見、ご質問もないようですので、2点目について、事務局から報告をお願いいたします。

**【事務局（都市計画課課長補佐 伊藤 修）】**

第2点目の報告でございます。学識経験委員の任期満了についてでございます。

当審議会委員のうち、学識経験者として委員をお願いしておりました松井寛会長、堀越哲美委員、本日、大学行事のためご欠席の山本和子委員の3名の方々が、11月18日の任期満了に伴いましてご退任されることとなりました。つきましては、当審議会の円滑な運営を図るため、11月19日から新たに会長が選出されるまでの間の会長職務代理者を、愛知県都市計画審議会条例第4条第3項に基づき、松井会長から指名していただきますようお願い申し上げます。

**【会長（名古屋工業大学名誉教授 松井 寛）】**

それでは、新しく会長が選出するまでの間の会長職務代理者として神野博史委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

**【事務局（都市計画課課長補佐 伊藤 修）】**

ありがとうございました。

ここで、本審議会をご退任されます松井会長からごあいさつをいただきたいと存じます。

**【会長（名古屋工業大学名誉教授 松井 寛）】**

それでは、委員を退任するにあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

私は、平成13年の10月に委員になりまして、ちょうど10年になります。また、平成16年2月からは、約8年間、審議会の会長として議長を務めさせていただきました。委員の皆様方並びに愛知県の事務局の方々には、審議会の進行、運営につきまして格別なご協力をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

同じく任期満了となられます山本委員、堀越委員も、ちょうど私と同時期の10年間、委員を務めさせていただきました。私たち3名の委員在任中は、愛知県が定めます様々な都市計画の審議に関わらせていただきましたが、特に愛知県の都市計画行政の歴史に残る約40年ぶりの都市計画区域の再編、都市計画区域マスタープランの変更を始め、膨大な都市計画変更議案を上程して審議を行ったことが特に印象に残っております。愛知県の都市計画の節目におきまして審議を滞りなく進めることができましたことは、ひとえに皆様方のご協力の賜と考えております。

今後とも、愛知県の都市計画のますますの発展を祈念いたしまして、退任委員を代表いたしましてごあいさつ申し上げます。誠にありがとうございました。

**【事務局（都市計画課課長補佐 伊藤 修）】**

ありがとうございました。

それでは、都市計画審議会幹事を代表しまして、建設部長からお礼を申し上げます。

**【建設部長 近藤隆之】**

建設部長の近藤でございます。

松井会長、堀越委員、それから今日はご欠席ですが、山本委員のご退任にあたりまして、一言御礼を申し上げます。

3名の委員の方々には、平成13年のご就任以来10年間にわたりまして、都市計画審議会に付議されました様々な議案のご審議を賜りましたことに心より御礼を申し上げます。

各委員ご在任中の10年間におきます特筆すべき事案は、先程少し会長も触れられましたが、やはり平成22年に約40年ぶりに行った都市計画区域の再編であったというふうに思っております。

近年、超高齢社会の到来や市町村合併の進展、また、社会経済活動の広域化など、社会の枠組みが急速に変化をしております。その中であって、先程の報告事項にもありましたように、第一次一括法、また、第二次一括法の施行により、市町村合併が進展した基礎自治体に権限が移譲されるなど、都市計画は大きな転換期を迎えており、一方で、県は、基礎自治体と連携した広域的な調整を的確に進めていくという役割を担うことの重要性が今まで以上に増しているというふうに考えております。

このことから、都市計画区域を再編し広域化したことは、今後の都市計画行政の道筋を示す極めて重要なものであったと考えております。松井会長、山本委員、堀越委員のご尽力に対しまして深く感謝を申し上げます。

特に松井会長におかれましては、在任10年間のうち8年間に都市計画審議会会長として、計26回にわたる審議を開催していただきまして、都市計画区域の再編、都市計画区域マスタープラン、区域区分、道路などの都市施設、さらには、土地区画整理事業の決定や変更など、合わせまして337議案のご審議をいただいたところでございます。ありがとうございました。

3名の方々には、今後とも愛知県の都市計画行政に対しまして、折に触れ、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。誠にありがとうございました。

**【事務局（都市計画課課長補佐 伊藤 修）】**

これもちまして、本日の審議会を終了いたします。

(閉会 午後3時49分)